

第四十三回国会 建設委員會議録 第四号

昭和三十八年二月十五日（金曜日）

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 福永 一臣君

理事加藤 高藏君 理事藤原 雄次君

理事瀬戸山三男君 理事二階堂 進君

理事石川 次夫君 理事岡本 隆一君

井原 岸高君 大沢 雄一君

木村 公平君 島村 一郎君

實川 清之君 山崎 始男君

山中日露史君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設 大臣 河野 一郎君

出席政府委員

林野庁長官 吉村 清英君

建設政務次官 松澤 雄藏君

建設事務官 山本 幸雄君

（大臣官房長）

建設事務官 町田 充君

（計画局長）

建設技官 谷藤 正三君

（都市局長）

建設技官 山内 一郎君

（河川局長）

建設事務官 平井 學君

（道路局長）

建設事務官 前田 光嘉君

（住宅局長）

建設技官 建部 仁彦君

（官務局長）

委員外の出席者

農林技官 小林 国司君

（農地局建設部

長） 専門員 山口 乾治君

二月十三日

委員田中幾三郎君辞任につき、その

補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その

補欠として西村榮一君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

土地区画整理法の一部を改正する法

律案（内閣提出第八四号）

共同溝の整備等に関する特別措置法

案（内閣提出第九〇号）

建設行政の基本施策に関する件

○福永委員長 これより會議を開き

ます。

土地区画整理法の一部を改正する法

律案及び共同溝の整備等に関する特別

措置法案の両案を一括して議題といた

します。

土地区画整理法の一部を改正す

る法律案

土地区画整理法の一部を改正

する法律

土地区画整理法（昭和二十九年法

律第九十九号）の一部を次のように

改正する。

目次中「費用の負担及び補助（第

百十八条（第二百一十一号）」を「費

用の負担等（第百十八条（第二百一

十一号）」に改める。

第四十三条第二項を削る。

「第四章 費用の負担及び補助を

「第四章 費用の負担等」に改める。

「第四章中第百二十一条の次に次の

一条を加える。

（資金の貸付け）

第百二十一条の二 国は、健全な住

宅市街地の造成を促進するため、

都道府県が次の各号に掲げる要件

に該当する土地区画整理事業を施

行する組合に対し、その土地区画

整理事業に要する費用で政令で定

める範囲内のものに充てる資金を

無利子で貸し付ける場合において

て、特に必要があると認めるとき

は、その貸付金額の二分の一以内

の金額を無利子で当該都道府県に

貸し付けることができる。

一 新たに相当規模の住宅市街地

を造成することを目的とするこ

と。

二 都市計画として決定された街

路その他の重要な公共施設の新

設又は変更に関する事業を含む

こと。

三 施行地区の面積、前号の公共

施設の種別及び規模等が政令で

定める基準に適合すること。

2 前項の国の貸付金の償還期間

（四年以内のすえ置き期間を含む

む。）は六年以内、同項の都道府県

の貸付金の償還期間（三年以内の

すえ置き期間を含む。）は五年以

内とする。

ただし、都道府県の貸付金の償還

期限は、当該組合の設立について

の認可の公告があつた日の翌日か

ら起算して六年を経過する日をご

えないものとする。

3 第一項の都道府県の貸付金の貸

付けを受けた組合が貸付金を貸付

けの目的以外の目的に使用したと

き、その他貸付けの条件に違反し

たときは、当該都道府県は、政令

で定めるところにより、当該組合

から利子に相当する一定の金額を

徴収することができるものとす

かつ、その徴収した金額の一部を

国に納付するものとする。

4 第一項の国又は都道府県の貸付

金の償還方法、償還期限の繰上げ

又は延長、延滞金の徴収及び債権

保全のため必要な措置について

は、政令で定める。

第百三十六条の二に次の一項を加

える。

2 第百二十一条の二（都道府県）

とあるのは、指定都市において

は、「指定都市」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行の際現に設立さ

れている土地区画整理組合で、そ

の設立についての認可の公告があ

つた日の翌日から起算してこの法

律の施行の日の前日までの期間が

三年をこえるものについては、こ

の法律による改正後の土地区画整

理法第百二十一条の二第二項た

だし「当該組合の設立について

の認可の公告があつた日の翌日か

ら起算して六年」とあるのは、

「土地区画整理法の一部を改正す

る法律（昭和三十八年法律第

号）の施行の日の翌日から起算

して三年」とする。

理 由

土地区画整理組合による健全な住

宅市街地の造成を促進するため、国

及び都道府県の資金による土地区画

整理組合に対する無利子貸付けのみ

ちを聞く必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

共同溝の整備等に関する特別措

置法案

共同溝の整備等に関する特別

措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 共同溝整備道路（第三条・

第四条）

第三章 共同溝の建設及び管理

（第五条―第十一条）

第四章 共同溝の占用（第十二

条―第十九条）

第五章 共同溝に関する費用（第

二十条―第二十四条）

第六章 雑則（第二十五条―第二

十

二

第

一

類

第

一

二

三

十八号

附則
第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まつて共同溝の整備を行なうことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「公益事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 日本電信電話公社
- 二 電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電氣事業者
- 三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業者
- 四 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）による水道事業者又は水道用水供給事業者
- 五 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業者
- 六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道管理者又は都市下水路管理者

4 この法律において「公益物件」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水管又は下水道管をいう。

5 この法律において「共同溝」とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 共同溝整備道路

(共同溝整備道路の指定)

第三条 建設大臣は、交通が著しくふくそうしている道路又は著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんばんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものを、共同溝を整備すべき道路（以下「共同溝整備道路」という）として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という）の長に同法第十二条の二第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という）内の一級国道の管理を行なわされている場合においては、当該都道府県知事又は指定市の長、以下次項において同じ。）の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 道路管理者は、前項の規定により意見を述べようとするときは、

あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(共同溝整備道路における許可等の制限)

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に關し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に應じてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第二項の規定による申出をした者の責に帰することのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合
- 二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて建設大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合
- 三 共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第

三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

第三章 共同溝の建設及び管理

(共同溝の建設)

第五条 第三條第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつたときは、道路管理者（道路法第十二条又は第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道の建設又は改築を建設大臣が行なう場合においては、建設大臣。以下この条、次条から第八条まで、第十二條、第十四條、第十五條及び第二十三條において同じ。）は、当該道路に共同溝を建設することについて、関係公益事業者の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により意見を求められた公益事業者は、道路管理者の定める期限までに、共同溝の建設を希望する旨の申出をすることができる。

3 前項の規定による申出は、当該共同溝に敷設すべき公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えてしなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定による申出が相当であると認めるときは、共同溝の建設を行なうものとする。この場合においては、道路管理者は、共同溝の建設を行なうべき旨を公示しなければならない。

(共同溝整備計画)

第六条 道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、共同溝整備計画を作成しなければならない。

2 共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に關し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 位置及び名称
- 二 構造
- 三 共同溝の占用予定者
- 四 共同溝の占用予定者ごとの当該共同溝の占用部分及び公益物件の敷設計画の概要
- 五 共同溝の建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 六 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 第七条 道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合においては、共同溝整備計画に定められるべき共同溝の占用予定者に、第五条第四項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、前条第三項各号に掲げる事項を通知し、相당한期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。
- 2 道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、その必要の範

圈内において同項の規定による通知に係る事項を修正して共同溝整備計画を作成し、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項について共同溝整備計画を作成し、同項の規定による通知をした者に、当該共同溝整備計画に定められた前条第二項各号に掲げる事項を通知するものとする。

3 道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手続を行なうものとする。

4 道路管理者は、共同溝の建設工事に着手した後において共同溝整備計画を変更しようとする場合においては、共同溝整備計画に定められた共同溝の占用予定者の意見をきかなければならない。

(建設の廃止)

第八条 道路管理者は、次条に規定する共同溝の占用予定者の要件を備える公益事業者が二以上ない場合又は第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝を建設することができなくなつた場合においては、共同溝の建設を廃止し、その旨を公示するとともに、関係公益事業者に通知するものとする。

(占用予定者)

第九条 共同溝の占用予定者は、第十二条第一項の規定による許可の申請をした者で、その者の敷設計画書に係る公益物件を共同溝に収容することが当該共同溝の規模及

び構造上相当であると認められるものでなければならない。

(占用予定者の地位の承継)

第十条 相続人、合併により設立される法人その他の共同溝の占用予定者の一般承継人は、占用予定者の地位を承継する。

2 占用予定者の事業について譲渡があつたときは、当該事業を譲り受けた者は、占用予定者の地位を承継する。

(共同溝管理規程)

第十一条 道路管理者は、共同溝を管理しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、共同溝管理規程を定めなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定により共同溝管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の意見をきかなければならない。

第四章 共同溝の占用

(占用の申請)

第十二条 第五条第二項の規定による申出をした公益事業者は、同条第四項の規定による公示があつた日以後その翌日から起算して三十日以内に、公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えて、道路管理者に共同溝の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による申請をした者が第九条の要件に該当しないと認めるときは、すみやかに、その申請を却下し、その旨を理由を付した書面を添えて、その者に通知しなければならない。

(占用の申請の取下げ)

第十三条 第七条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日、同条第三項の規定の適用により更に同条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日以後二週間以内に限り、前条第一項の規定による申請を取り下げることができる。

(占用の許可)

第十四条 道路管理者は、共同溝の建設を完了したときは、直ちに、共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をするものとする。

2 前項の許可は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 占用することができる共同溝の部分

二 共同溝に敷設することができる公益物件の種類

(日本電信電話公社の特例)

第十五条 日本電信電話公社の共同溝の占用については、日本電信電話公社が道路管理者に協議することをもつて第十二条第一項の規定による許可の申請があつたものと、その協議が成立することをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

(許可に基づく地位の承継)

第十六条 相続人、合併により設立される法人その他の第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の一般承継人は、被承継人が有していた同項の許可に基づく地位を承継する。

(許可に基づく権利義務の譲渡)

第十七条 第十四条第一項の許可に

基づく権利及び義務は、道路管理者の認可を受けなければ、譲渡することができない。

(公益物件の構造等の基準)

第十八条 第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件の敷設しようとするときは、あらかじめ、道路管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合における当該公益物件の構造及び敷設の方法の基準は、政令で定める。

(監督処分)

第十九条 道路管理者は、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件を敷設する場合において、その公益物件の構造又は敷設の方法が前条第二項に規定する政令で定める基準に適合しないときは、当該敷設に關する工事の中止又は当該公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずることができる。

第五章 共同溝に関する費用

(建設費の負担)

第二十条 共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(管理費用の負担)

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、

当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

(国の負担又は補助)

第二十二条 指定区間内の一級国道に附屬する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一級国道若しくは二級国道に附屬する共同溝の建設若しくは改築で建設大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行なうものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く)は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2 国は、前項の場合を除くほか、共同溝の建設又は改築に要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く)の二分の一以内を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用を負担する地方公共団体に對して、補助することができる。

3 共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(収入の帰属)

第二十三條 第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金は、当該共同溝の建設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行なう道路管理者（当該道路管理者が建設大臣又は地方公共団体の長であるときは、国又は当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体）の収入とする。

（義務履行のために要する費用）
第二十四条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならぬ。

第六章 雑則
（負担金の強制徴収）
第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。
（不服申立て）
第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市（道路法第十七条第二項の規定により管理を行なう市をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については建設大臣に対して、市（指定市及び特定の市を除く。）町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることが出来る。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 この法律に基づく処分について

の異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならぬ。（権限の委任）
第二十七条 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することが出来る。
（道路法の適用除外）
第二十八条 この法律の規定に基づく共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節の規定は、適用しない。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（道路法の一部改正）
2 道路法の一部を次のように改正する。
第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第...）
第三号第三項第一項の規定による共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝。
3 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第三条中「第五十一条又は」を「第五十一条、」に、「第二条第三項ただし書の規定に基づく都道府県の負担金」を「第二条第三項ただし書又は共同溝の整備等に関する

特別措置法（昭和三十八年法律第...）第二十条第一項の規定に基づく都道府県等の負担金」に、「又は第六十二条の規定による国以外の者の負担金、同法」を「若しくは第六十二条又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条の規定による国以外の者の負担金、道路法」に改める。

理由
近時、地下埋設工事その他の道路の掘返しを伴う占用工事により、道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障が発生しつつある事情にかんがみ、特定の道路について共同溝を整備することにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図るため、共同溝の建設及び管理等に関し特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案の提出する理由である。

○福永委員長 まず、両案について、提案理由の説明を聴取いたします。河野建設大臣。
○河野建設大臣 ただいま議題となりました土地地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。
現下の宅地難を解決するためには、宅地造成事業を積極的に推進する必要があることは申すまでもないところであります。そのためには用地買収の方式による宅地造成事業のほか、土地地区画整理の方式による宅地造成事業をさらに強力に推進する必要があると

思われるのであります。
土地地区画整理事業は、御承知のように、宅地の造成並びにその利用の増進をはかるとともに、道路、公園等の公共施設を整備して、健全な市街地の建設をはかることを目的とするすぐれた手法の事業であります。一面複雑な権利関係がからむ困難な事業でもありますが、地方公共団体、日本住宅公団等の公的機関による施行の能力には限界があります。従つて、土地所有者等が自主的に設立する土地地区画整理組合による自発的な施行を促進し、宅地難の解決に資すべきものと考えられるのであります。

しかしながら、土地地区画整理組合の事業におきましては、組合員の所有地を減少して生み出した保留地を処分して事業資金に充当する方法をとっておりますが、保留地が処分できるようにするまでは、数年の工事期間と多額の工事費を要しますので、多くの土地地区画整理組合がその間の事業資金の調達に苦慮いたしているのであります。
このような現状に対処するため、相当規模の住宅市街地を造成することを目的とする土地地区画整理事業を施行する土地地区画整理組合に対し、その事業の公共性にかんがみ、その事業資金について特別の助成の措置を講じることが時宜に適した策であると考えまして、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。
次にその要旨を御説明申し上げます。都道府県または指定都市が一定の要件を充足する土地地区画整理組合に対し事業資金を貸し付ける場合には、国がその貸付金の二分の一以内の金額を都道府県等に貸し付けることができる

こととしております。そして、国の都道府県等に対する貸付金及び都道府県等の土地地区画整理組合に対する貸付金は、いずれも無利子とし、償還期間はそれぞれ六年以内及び五年以内とすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題になりました共同溝の整備等に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近、大都市におきましては、地下埋設工事その他の道路の掘返しを伴う占用工事が非常に多く、そのため道路交通の障害及び道路の不経済な損傷が著しい現状であります。これに対処して従来より、関係機関との緊密な連絡のもとに、地下埋設工事の施行時期及び実施方法につきましても合理的な調整と改善を推進して参つたのであります。が、なお、現下の交通状況にかんがみ、抜本的に掘り返しを防止する方策を講ずる必要があります。

そこで、交通の著しく輻湊する特定の道路につきましては、特に道路管理者が道路の付属物として電話線、電線、ガス管等の公益物件を共同して収容する共同溝の整備を行なうものとし、もつて円滑な道路交通の確保と道路の構造の保全をはかる必要があると考え、このたび、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

第一に、建設大臣は、交通が著しく輻湊する道路で、道路の掘り返しによ

第一に、建設大臣は、交通が著しく輻湊する道路で、道路の掘り返しによ

り道路交通上及び道路の構造の保全上著しい支障を生ずるおそれがある道路を、道路管理者の意見を聞いて、共同溝を整備すべき道路として指定することといたしました。

第二に、この共同溝を整備すべき道路におきましては、原則として車道の掘り返しを伴う占用の許可を認めないことといたしました。

第三に、道路管理者は、共同溝を整備すべき道路の指定があったときは、関係公益事業者の希望を聞いて共同溝を建設し、これに電話線、電線、ガス管等の公益物件を敷設せしめることといたしました。

第四に、共同溝に公益物件を敷設することとなった公益事業者は、共同溝の整備に要する費用の一部を負担しなければならぬことといたしました。

第五に、国は、共同溝の整備に要する費用のうち、公益事業者が負担する費用を除いた道路管理者の負担分についてその二分の一を負担し、または補助することといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○福永委員長 以上で両案に対する提案理由の説明聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○福永委員長 次は、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。順次これを許します。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 この前の委員会で、私の方の中島委員が河野建設大臣に、河川法の改正をやられるそうだが、その概要をあらかじめ知らしてもらいたい、こういうふうなお尋ねをいたしたい、このところ、私の方では、今調整中だから言えないが、しかしながら、もし意見があればあらかじめ言ってもらいたい、こういうことでございませう。

そこで私は、きょうは私が日ごろ考えておる河川問題について、河川法を改正されるなら、こういう点を一つぜひ織り込んでもらいたい、こういうふうな意見を申し述べながらいろいろお尋ねをいたして参りたい。従ってきょうは、いわば建設省に援護射撃するようなきわめて建設的な御質問になると思ひますから、そのつもりで一つお答え願ひたい。

まず第一には、今度の河川法の改正問題というのは長い間の懸案でございませう。時代の進運とともに古い明治時代の河川法がすでにいろいろな施策の点で隘路になっておる。だからこれを改正しなければならぬということ、久しく言われているところでありまして、また現実にはたぐさんの矛盾を持っております。ところが、これを改正しようとして、たとえば昭和二十九年にも建設省はいろいろお考えになった模様のありましたが、結局は関係各省間の話し合いがつかないで流れになったというふうなことを聞いておるのであります。この改正にあたっては、まず第一にはどういふところに主眼を置かなくてはならぬか、一番大きな問題であらうと思ふ。私はどうしてもこの河川法の改正は、治水第一主義、治水を

何ものにも優先して、その建前に立つたところの改正をやっていく。もちろんそれは利水の問題もありませうけれども、しかしながら、これはやはり河川というものを合理的に管理をして、十分に国民の生命、財産を守つてしかる後に、そこで生じたところの水を利用していく、こういうふうな立場に立つてもらわなければならぬと思ふのであります。この基本的な考えの問題について大臣はどのような考えを持っておられるか、承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私もおおむね御意見の通り考へております。治水については万全を期さなければならぬと第一義的に考へます。ただし、利水につきましても、なるべく今日のわが国の産業発展の現状等から考へまして、また将来を勘案いたしまして、できるだけ利水におきましても総合的に水の便をはかりたい、こう考へております。

○岡本(隆)委員 そこで第二番目に希望するのは、河川管理の一貫性を樹立してもらいたい。現在河川の管理が各府県にまかされておるというふうなことで、今度の改正の主眼点の一つはそこにあるかと思ひます。歴史的に見ますと、河川法ができた当時は、地方行政庁でいえば官選知事がやつていた。だから、いわば地方というものは出先機関であつた。それが地方の知事というものが非常に性格が変わつて参りまして、今日では公選知事であり、同時にまた地方自治体は完全な自治体になった。こういう建前からいいますと、河川の管理が各府県にまたがっておる場合に、幾つにも管理者が分かれておるということでは非常に不便

な点が多いという事はよくわかりませう。そこで、当然河川の管理は、流域ごとに一本化されるであらう、こういうふうにお考えの思ひますが、しかしながら、小さな支川、派川に至るまで、すべて国で管理するという事は困難であらうと思ひます。従つて、今の河川法は、建設大臣が認定したところの河川を河川と考へる、こういうような建前に立つておられますけれども、そういうようなことでなしに、河川法というものはやはり自然の河川そのものを常識的に考へられる河川という意味であります。そういう自然の河川そのものを全域的に河川法の対象として考へて、そこで治水、利水をはかつていく、こういう考へ方に立たなければならぬ。そしてまた、その河川の規模の大小に応じて、大きな部分は国が管理し、中くらいのところは都道府県が管理し、小さなところは市町村で管理する、こういうふうな三段階に分けたところの管理の方法をとる、こういうふうなことになるか、こういふ点についてどういふ構想を持っておられるか。

○河野国務大臣 お話の通り現状におきましては、古くから地方長官にそれぞれ委任いたしております問題でございませう。この現状を一気に理想的に、またわれわれ行政の立場にありませうものから考へまして、最も合理的に一気に直すということができれば一番いいことだと思ひますが、なかなか実情を打解して合理的理想的に一気にいくかどうかということには相当の困難があると考へます。従つて、理想はどこまでもお話のように考へるし、

また河川ごとに一貫してやる方がいい場合もありませうと思ひますから、それらを総合して立案するつもりでございませうけれども、前回申し上げました通り、漸進的にでも現状を打開して進むことの方がよからうという建前を私はとつております。従つて、理想的なものが通らぬければやらないということよりも、少しでもいいから進まなければいかぬということ考へていかすというところに重点を置いていかすと思ひますから、そういう意味において一つ考へておりますことは、地方にいますものはいろいろなことを考へて、地方にいる人と中央にいる人と、これは社会党と自民党ではございませう、中央と地方の考へ方ではございませうから、従つて、われわれは地方をあまり押えつけて一気に中央集権的な考へ方でもどうかというふうな思ひます。すししますので、そこらで妥協しつつ、話し合いをしつつ理想に向かつていきたいと考へておりますから、せつかく御協力をお願いしたい。

○岡本(隆)委員 もちろん、これには地方の方の非常な反発があるというところも予想されます。しかしながら、私はやはりそういうふうなことを考へても、なおかつ治水、利水一貫した行政をやつていくためには、この際相当思ひ切つたことをやらなければ、小さきものに何べんもやるというふうなことはなかなか困難だと思ふ。だからある程度この際思い切つたなをしていただきたいと思ふのでございませう、しかし大臣が今ある程度妥協した中をとつた線ではいかぬかならぬというふうなことをおっしゃいましたので、それではどの程度まで今考へておられるの

か、その辺を承りたい。

○河野国務大臣 私に申し上げましたのは、まとめることに相当に熱意を持って、しかもまとめるには理想に近くまとめた、しかし今ここでこうだということを出したときに、話が違ふじゃないかというところで怒られると困るから、今のような用語を用いたので、私の目指すところは、理想になるべく近いもので、御期待に沿うようなものをまとめたといふと考えておりますことを御了承いただきたい。

○岡本(隆)委員 あなたの御答弁を聞いておきますと、この間からどうも玉手箱をかかえてじっとふたを押えているというふうな形で、あけてみるまで何が出てくるかわからないというのが今の河川法の改正問題の現段階であらうと思ふのでございますが、しかし、一応理想的な姿といふものを考えてはいるということでございますので、そういうふうな考え方で進んでいただくことをお願いいたします。また私はそういうふうな理想的な形になるものという期待の中で、河川管理についての問題をもう少し申し上げておきたいと思ふ。希望を申し上げておきたいと思ふ。

それは地方自治体から河川管理権を奪う以上、やはりある程度これにおみやげを出さなければ、対価を出さなければ、地方自治体としては黙って引込んではいけません。そこで私は、河川管理については国が全責任を負うのだという建前を明らかにしてもらいたい。国の責任といふものをはっきりとらたててもらいたい。だから第一条に目的のところ、国がこの河川法を制定するのは、治水、利水はもちろんや

るのだが、しかしながら、国は国民の生命と財産をみずから守るということについては、全責任を持ってやるのだ、こういうふうなことをはっきりとしたい。河川法といふものはみずから水禍から国民を守るためにつくられたといふことを一本大きく打ち出していただきたいと思ふのであります。そういう点どういふふうにお考えになっておりますか。

○河野国務大臣 私もその通り考えております。

○岡本(隆)委員 そういうふうな建前に立って参りますときに、私は河川管理上国の方の施策に誤りがあつたときには、やはり今までのようにのらくら逃げていくというふうなことでなしに、はっきりと国が賠償義務を負うといふふうな形を今後打ち出したいと思ふ。たとえ例を申しますと、泰阜ダムの問題があると思ふのです。泰阜ダムを設置することを国が許しまして、それから後そのダムの上流飯山の方面の河床が今日高くなつたために、非常に大きな災害が一昨年起こつております。あれはやはり河川管理を国が誤つたためであると思ふのです。それまでも泰阜ダムを閉ざしてくれ、泰阜ダムをこわして水の疎流をよくしてくれという陳情が幾度も行なわれながら、なおかつ泰阜ダムをそのまま放置しておいたということが、一昨年のあの飯田地方の大惨禍の原因であつたと思ふのです。中島さんがいつも言われるのはそれなんです。だからそういう点、もし管理上誤つた措置をしたといふことがあるならば、国はそれが明らかになつたときには直ちに改めなければならぬ。だからダムをつくつても、その

ダムはこわしていかなければならぬ。あるいは、もしこわすことができないれば、あつたところを全体に対して大きな補償をして、あの地帯一帯を遊水地帯に変えていくことをやらなければ、あつたところはこれからは、水禍といふものは年々繰り返されるであらうと思ふのであります。だからそういう点国は今後そういうふうな方針をとるのだといふことをこの際はっきりしておいてもらいたい。また同時に、法律の中にもそういうことをはっきりと書いていただかなければならぬ。ある程度責任を負うのだといふことを明らかにしておいてもらいたいと思ふのであります。その点御意見いかがでしょうか。

○河野国務大臣 行政の上におきまして、すべて私はそうだろうと思ふのです。国が間違つた施策をし、よつて住民諸君に迷惑をかけた場合には、国が責任をとる、これはあたりまえのことでございます。この問題に限つたことではないと思ふのであります。ただし、今例にとられましたダムにつきましても、私も昨年短時間でございまして、現地を視察いたしました。しかし、山の谷合いがあつた脆弱な風化したような岩石になつております以上は、もしあのダムなかりせばどういふことになつたであらうか。今度は下流の方面におきましては逆に相当の被害が起るであらうといふので、私はダムの埋まつたことについては、もしくはダムによつて一部に御迷惑をかけたことはなほ遺憾でございます。しかし、谷合ひのあつた脆弱なところ

ろに集中豪雨があらば、当然あのダムの有無にかかわらずやはり相当被害があつたろうと思ふ。これも地元の人に御了解いただけるのじゃないかと思ふ。ただし、あのダムをあのままにしていいか悪いかといふことにつきましては、その後私はそれと別に検討しなさいといふことを命じてあります。と同時に、また中部電力からは、地元に対してしかるべき補償の道を講じてお話し合ひがついておるそうでございます。そういうふうなことはついでにおきますから、そうしたいといふわけではございませんが、今お話しのような点は、法律に記載した例もないかかわらず、また国においてそれだけ積極的に河川の管理をやつて参つた以上は、その責任がどこまでもあることは当然である、私はそうあつてしかるべきだと考えます。

○岡本(隆)委員 砂防の問題はあとで触れようと思つておるものでありますけれども、山があつたところへダムをつければ、国があつたところへダムをつければ、同時に砂防工事といふものを強力に進めなければ、あつたことが起つてくるといふことは十分予想されることなんです。だから、ダムをつけたことが誤りである、さらにまた、ダムをつくりながら、砂防を怠つたといふことが一その誤りである、こういうことが私は言えると思ふのであります。だから、二つの誤りが重なつてきておるのにかかわらず、あの地域については、もしダムをつくらなかつたらどうなつたらうといふことは、私はこれは現地の人は少し気の毒な言い方であるといふふうにお思ふのであ

ります。だからそういう点、当然ではあります。今日国がいろいろ責任を負わなければならぬものに対して、すつたころだでのらりくらり、一向責任を行政に対してとらうとしないといふところに国の大きな行政の姿のゆがみがあると思ふ。それを改める、しかし、改めるについては、まず第一に、あつた水禍といふものは、生命も財産ももつともふつと飛ばしていくといふ、非常におそろしい災害を住民に与えるものであるだけに、河川法の中にはそういう点をより一そう強調すべきである、こういうふうにお思ふのであります。いかがでしょうか。

○河野国務大臣 これは速記録に残ることでございますから、私も一言言わしていただきたい。及ばずながら私も長いこと政治をやつておまして、役人でありましたし、知らぬこと、われわれが大臣をいたしておる以上は、当然責任をとるべきものについて、のらりくらり逃げ隠れようといふ量見は毛頭持つておりません。あくまでも進んで責任の場に立つて、責任を明らかにするといふことは当然だと思ひます。従つて、そういうことは、法律にあるとかないとかといふことは別だと思ふ。政治家を志す以上は、国民に対して御迷惑をかけたなら、その責任はすぐとらなければいかぬ、とるべきものだといふことを私は申し上げたのであつて、のらりくらり逃げ隠れようといふ量見は毛頭持つておりません。ただし、今あの地方の問題については、お話が出ましたから、私はごく短時間の視察でございますから要を尽くさぬかもしれませんが、あそこに砂防をいたしましても、砂防にもおのず

から限界があると思います。あれだけ大規模に土砂が崩壊するところに現在やっております程度のわずかな砂防では、問題にならぬだろうという場合も見受けられます。従って、特殊の地方でございまして、全国共通の考えではある地方はいかないと私は思います。従って、今ダムについても、砂防の基幹になる程度に一ぺん変えたらどうか、ある程度土の方を取ってあそこを土をある程度埋めて、あの高さまでたまっていか悪いか議論があるが、しかし、ある程度まであれを下げた基礎をある程度に置くというために使うように考え直したらどうか、それについて考えてもらうということを今私は具体的に指示してあるところでござい

ます。その他につきましては、むしろそれはお話しした通り、たとえば非常に大きな雪が降った、今までやっておけばよかったのにやっちゃったじゃないかというような場合もありましようし、あそこにあれだけの土砂くずれがあるということは今まで思っていなかったかもしれない。だんだん調査をしてみると、あそここの地盤がこういう土質であって、大規模の土砂崩壊があるのだということになって、思わざる災害が起ったというようなことがありましようと思ひますから、それについてはそれぞれしるべき機関において善後措置を講じておるといふことだと私は思ひます。従って、河川法におきまして、水を治めるといふ意味におきまして必要な処置はむしろこの際しなければならぬというこ

と申上げておるのでございまして。○岡本(隆)委員 自分はどこまでも責任をとるのだという大臣の心がまえは私はよく存じております。しかしながら、私が申し上げておるのは、今までの日本の国の政治のあり方というものが、そういう点において、必ずしも大臣のお気持のような形で運営されてお

らなかったというのを申し上げておったわけですが、それから、今私が申し上げました泰阜ダムは、あるいはまぎらわしい例であるかもしれませんが、しかしながら、もう一つ別な例を申し上げますと、私の近く淀川がございまして、何べんも委員会でも申し上げた問題だから、きょうは触れぬでおこうと思つたのでありますが、淀川の一つの例をとりまして、嵐山に保津峡というのがあります。あの保津峡の上がネックになります。亀岡に毎年水害が起ることは大臣御承知でしょう。また同じような例として、淀川の支川である木津川の上流の伊賀上野の盆地の入口に岩倉峡というのがあります。そこがネックになりまして、伊賀盆地が例年水害にやられるというところも大臣は御承知であらうと思う。ところが、それじゃどうして

ままなんです。いつまでも昔のままなんだというところに、あのはんらんの原因があるわけだ。河川改修というものは、もしほんとうにまじめに各地の住民のために考えるなら、そういうふうな条件がそろつてきたら、当然その狭窄部を開くというのをやらなければならぬ。ところが、開いたら下流が持たないというので開かないので

す。そうすると、今度は下流の方ではそれじゃそれを受けられるだけの遊水地帯というものをつくって、それを開く道が講ぜられるかと言へば、それは自然のままなんだからということでは置いて、下流はやはりその狭窄部から流れ出てくるものを受けられるだけの計画洪水量より計画が立てられない。そういうことになって参りますと、もう現地の者が、これは天災でなくて人災だ、こういうことは、これは国で責任をとつてもらわなければ困る、だから国に賠償の責任がある、こういうことを言うのも私は当然であると思う。だから国がほんとうにそういうようなものを賠償しなければならぬというところになるなら、国としてもやはりそこまでの責任を負うた河川に対するとこ

ろの治水対策というものが私は立てらるべきだ、こう思うのであります。そういう意味において、国が一貫した河川行政をやらなければいけません。ある一カ所に対してはしわ寄せをやつちやいけ

ない。現に伊賀盆地や亀岡の人は治水行政の誤りのしわ寄せを受けているわけですから、そういう点をどうしてやるんだ、それに対して国が責任を負うのか負わぬのか、こういうことを私は申し上げておる。そういう点についてのお考えを承りたい。

上げませんが、こういうことでも、全部感情とか政派とかいふものを超越して、指導的立場にあられる方が御協力いただきまじやないか。もうちょっとま

くいくのじやないか。そういう例は必ずしも九州ばかりじゃございせん。近頃は、今、淀川水系でもお話しになりましたが、滋賀県にもその例があるはずでございまして。そういうものは私は全国にあると思う。こういうことはお互い政治家として非常に適当でないとお考へるのでございまして。もしその役所の設計計画自身が悪いならこれは別でございまして。大体はそれ以外に方法がないだろう。こういうことがほとんど進めば、今のようないくつかの被害を除去するために計画を進めて参るものが、そういうことのためにその事業が進まぬというものは、非常に遺憾に考へられる点も、私は一方において全国にその例少ししもないと思ひます。従ひまして、今のお話の点も、もっともでございまして、こういうものは遅滞なくやるべきことを私は考へます。私も決してほうっておくことは考へておりません。たとえば琵琶湖の水にしても、そういうことが大阪府との間に言えると思ひます。大阪府の方でどのくらい負担するか、どつちでどうするか、負担の形式をとるか、寄付の形式をとるかという点もひつか

かかってくるという問題も、近日解決するようですけれども、ございまして。そういうことのために、治水の事業が思わぬところに支障を来たしているのではありません。わずかの用地の關係で進まなかつたりするようなことがあることも御了承いただきたと思うのでございまして、決してそれな

るがゆえ

七

に、今のような問題がおくられておる責任を回避しようとは思いませんけれども、そういう点で御協力いただけるようになりなれば、さらに一そう——予算がないからやれない、予算をお前つけないからやる気がないのだということとは、これははなはだ遺憾なこととございますけれども、私は必ずしもそうとばかりは言えないと思うのでございまして、それらの点については一つ私でもできるだけ努力いたしますから、御協力いただきたいと思うのでござい

ます。

○岡本(隆)委員 一つ一つの例について言えば、なるほど下釜ダムの問題などは、あるいは大臣のおっしゃるようなことがあるかもしれません。しかしながら、またそうでない場合もあるのです。たとえば地元で反対がある場合、私から言いましたならば、役所がそれを好都合にして足踏みしていると見られるような場合があるのです。たとえば亀岡の盆地の場合は私はそれだと言えらると思うのです。なるほど伊賀上野の盆地についてはいいダムサイトがない、これは私にもあの地形から見えてわかります。しかし亀岡の場合には上にダム予定地があるのです。現にそこで反対運動が起こっております。私の方にも陳情に参りました。しかし河川局長にも私は言ったことがある。河川局長も私に言われました。反対運動が起こっているから岡本さん頼みますよ、なるほど本腰に調査に入ってください、とうにやる気になって、京都府なら京都府の土木部長を通じてはんととうにやる気で現地にかかれたら、私だってなんぼでも、現地の反対運動の中に入っても、現地の人に叱られても、

私はそういう点の問題はやはりある程度お手伝いするのがわれわれの義務だと思っております。だから、どんな反対を受けても私はやる覚悟を持っております。にもかかわらず、そういうふうな動きはきわめて緩慢であつて、むしろあれは反対運動があるからもうちょっとあつたまま置いておいた方がいい。むしろそれよりもランクが上に上がつておるのが青蓮寺ダムです。御承知のように高山ダムを今やっております。高山ダムの上にも一つ木曾川筋にダムをつくる。その水は大阪の方へ流すのだ、というふうな形の利水のダムが上のランクに上がりました。そしてその地域においては、現実には亀岡に見るような大きな水害はございせん。にもかかわらず、その方が先のランクに上がる。現実には水害に悩まされておる地域のの上流のダムが一向調査が進まないというふうな例もあるから、私もこういうことを申し上げるのです。これは後ほど大臣の方でもよくお調べを願ひまして、そういう点についてやはり行政の筋というものを通していただきたいと私は思うのです。

○河野国務大臣 もうちょっとと議会の方が手がすきましたら、さつそく私現地に参りまして調査を進めることにいたします。

○岡本(隆)委員 そこでもう一つ、自治体から河川の管理権を取り上げるという格好になりますので、やはり自治体に安心感を与えるために、もう一つその政策を考えていただきたい。それはどういふことかと申しますと、治水審議会というふうな形のものをつくつてもらいたいということでありま

すが大きな河川の治水についての権限を握つていく以上、やはり関係するところの府県の知事もしくは議会の代表、あるいはまたそれに利害のある町村の代表、そういうふうな人たちによつて治水審議会をつくり、そこに大きな工作物をつくつたり、利水施設をつくつたり、あるいはまた河川にいろいろな手を加えていくというふうな場合には、一応審議会の議を経て、それらの人々の同意を得て、その上で仕事を進めていく、こういうふうな機関を設置することが一つの対象条件でなければ、なかなかこれは、国に管理権を取り上げるということは大問題になると思ふのであります。だからそういう点、こういうふうな引出物をつ一つ出していただきたいと思ふのであります。が、御意見を承りたい。

○河野国務大臣 よく検討いたします。

○岡本(隆)委員 その次に私の希望するところは、洪水地域の指定ということをやつていただきたいと思ふのであります。どういふことかと申しますと、まず第一は遊水地帯をつくらなければいかぬということ。従来河川行政というものは、川を山から海へまっすぐどんどん早く流すというふうな考え方に立つて治水対策が講じられておりましたが、これはやはり今までの河川行政の一つの誤りであつたと思ふのです。一つは食糧増産の必要があつて、耕地をつくる必要があるというふうな建前でもってどんどん干拓や埋め立てが行なわれたようでございますけれども、しかしながら、もう今は日本も農業の構造改善というふうなことで、また主食は戦争がない限り外国から輸入することもできるのでありますから、もう耕地面積をこれ以上からふやす必要はなからうと私は思ふのであります。従つて、住民を水禍から守るという意味からは、むしろ遊水地帯をこれからつくつていく必要があると思ふ。ところが、先年災害視察に北海道へ参りました。北海道の石狩川の泥炭地帯です。たんばが浮くのです。稲がはえたまま、途中で下を離れて、たんばが浮いておるといふような現状です。また泥炭地帯の道を歩きまると、まるでカステラの上を歩いてい

るやうに、ふわふわしてゐる。ああいうところを見ますと、あれは何年もの間アシが土砂に埋もれて倒されて、その上また洪水がきては、アシが倒れて土砂に埋もれるというふうな形でできた地域であつて、これは明らかに千年来の洪水地域であるといふことがわかつておる。そういう昔からの洪水地域に田畑をつくり、さらにまた住居を建てる、こういうふうなことで、水の中へ人間の生活みずから飛び込んでいつておる、こういうふうなことが行なわれておるのが、あの泥炭地帯の実相です。しかもその泥炭地帯の中へ今日でもまだなお開拓が進められて、田がつくられておるのです。だからこういうことはもうやめてしまつて、そういう地域は洪水地帯として湿地は残して置く。むしろそこへ池とか沼とかいふような形で残して、そこで魚の増殖をやるとか、あるいは水の中で栽培できるとかあるハスでも植えるとか、そういうふうな形でそういう湿地を利用しつつ洪水に備える、こういうことをやらなげやならぬと思ふのです。だから法律でもつてはつきり国がそれらの湿地を全部洪水地域と指定する。指定さ

れたところの洪水地域に対しては、これは管理者の許可がなくては埋め立てはできない。あるいはまた、埋め立てをやるといふ場合には、ほかにそれに見合うような調節整備をしなければならぬことをはつきり法律の中にうたつて、洪水地域の指定といふものをやるべきである、こういうふうには思ふのでございまして、これについて建設大臣の御意見、さらにまた農地局長から、これについて何か文句があるなら一つおっしゃつていただきたい。

○河野国務大臣 ただいまお話の点は、私も二、三その例を視察したこととがございまして。確かに必要であると考えております。しかし、一方におきましては、何分食糧の増産もさることながら、宅地の造成等に土地を非常に強く要求いたしておりますので、これらの点をなるべく合理的に土地利用の面から考えていきたい。ただし、お話の遊水池と申しますか、その必要であることは絶対に私も認めるものでございまして、今申し上げましたような意味におきまして、十分検討するといふことでお許しをいただきたい。

○小林説明員 ただいま農林省の方の意見はどうかという御質問でございまして、河野建設大臣から御説明がございました通り、遊水池なるものは必要でございます。一方農林省といたしましては、戦後食糧増産の建前でどんどん開墾干拓を進めて参つておりますが、最近では事情が異なりまして、もつぱら構造改善事業の方に重点を置きまして一農家の耕作反別をふやす方向にいろいろな方策を考えております。従ひまして、内水面干拓等につ

きまして、現在実施しておる地区も十町歩ほどございますが、これらにつきましては特に遊水池でなければならぬといふことを無理に干拓をしておるわけではございませんで、建設省その他と協議をいたしまして、これは内水面の干拓をした方がいい、それによって付近の町村の構造改善の役に立つというようなところをいろいろ水利的に検討いたしまして干拓を進めておるわけでございます。

ただいまお話の遊水池の指定ということになりますと、これはなかなか建設省としてもむずかしい問題であらうかと思ひますが、農林省といたしましては無理に遊水池であるべきところを干拓しようという意識もございませんで、総合的に考えまして、遊水池であるべきところは遊水池であつていいし、また水利的に内水面の干拓をした方がいいという結論が出ますれば干拓をする。今後も構造改善に役立つよう進めていきたい、こう考えておりますので、今お話の遊水池を指定するといふ問題につきましては、いささか検討させていただきますと思ひます。

○岡本(陸)委員 大臣は参議院の予算委員会へお急ぎのようでございますが、これと関連したことをもう一つだけお伺ひして行つていただきたいと思ひます。今合理的に土地利用をしていきたいといふことですが、私もそういう意味で申し上げておるのです。もう一つの問題と関連しますから次に進みますが、たとえば中小河川の周辺の農地が今ほとんど宅地化されていく。昔はたんぼが両側にあつた。一帯の盆地の中がずっとたんぼだった。その中を中小河川が一本流れておる。そ

ういう形のままでそれが宅地化されていきまして、工場になりあるいは住宅になる。そういったしますと、たんぼの湛水量というものは非常に大きいものです。そのたんぼの湛水が、住宅や工場になつて屋根から軒へ、といから全部排水となつて一時に出ますと、従来の中小河川では持たないんです。そういう状態のままでもって宅地化が行なわれておるところに、今日各地に水害が出ておる大きな原因があるのです。

だから、土地の合理的利用をやるというならば、そういうような中小河川のある地域においては、やはりあらかじめその水路を広げることができるといふ余地を残しておかなければならぬ。だから、大体この地帯を宅地化する、土地利用をする、こういうことにきまりましたら、そういう中小河川の両岸なり片岸なり、適当な地域五十メートルとか百メートルとかいふふうな範囲を洪水地帯として指定をして、それを順次に——これから先買ひの法律ができそうでございますから、先買ひ権でも発動して、一部ずつと築堤を、たとい低いのもいいから、その中に水のつかないときにはつくつてもよろしい、しかし、つくるときにはやつてもらつては困るというふうな形で、もう家を建てさせない、やはりこういうふうな形の準備をしておかなければ——これは治水問題ですが、幾ら合理的利用をしようとしても、これでは種々の工場をつくつてもすぐに機械はぬれてしまふ。そういう意味においては、農地の開拓の場合も、たとえば何十町歩ある、何百町歩あるというふうな場合、その半分を洪水地帯として残し、半分を開拓するというような形でそう

いうふうな水害から守る設備を残しつつ開拓を進める、土地の合理的な利用をはかる、こういうことをしなければならぬ。だから、遊水池の指定といふものは、この際、河川法を改正されるならば、ぜひとも織り込んでもらわなければならぬ問題で、洪水地帯の指定といふ問題は、非常に重要な問題であるといふことを私は痛感いたしますので、こういうことを申し上げておりますが、その点、私と多少御意見が違ふようでございますけれども、もう一度よく考えていただきまして、法律改正の中で十分生かしていただくようにしていただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 ただいまお話しになりました点は、たとえば私の地元の鶴見川等においてその例を非常に深く痛感いたしております。従ひまして、将来の検討の資料として十分に御趣旨の点を検討いたしたいと考えております。

○岡本(陸)委員 それじゃ大臣に対する質問は次会に残します。

次に、林野庁にお尋ねしたいと思ひますが、私は、日本の森林行政には治水的配慮が欠けておる、こういうふうにかねがね思つておるのであります。それはどういふ点でそういうことを申し上げるかというと、今日の水害の原因が、戦時中ほとんど伐採が行なわれた、しかもそれに對して、植林や砂防が行なわれなかつた。山が荒廃して、土砂がどんどん流れてくるというふうなことが今日の災害の原因である、こういうふうに聞いておるのであります。科学技術庁から出しました日本の資源問題という資料を見ますと、昭和二十年の全国の伐採面積といふものは大体八十万ヘクタール。これ

はグラフで見えておりますから大よその数字ですが、二十年の人工造林は五万ヘクタール、そういう状態が二十二年、二十三年ごろまで続いておりました。そして二十五年になりました。ようやく日本も敗戦の虚脱状態から立ち直つたと申します。そこで二十五年になりましたと七十万ヘクタールの造林を對して三十万ヘクタールの造林をやつておりました。それから二十六年は八十萬に對して三十萬、三十三年は七十萬に對して四十萬、三十四年は七十萬に對して五十萬、大体伐採面積に對して二分の一といふところが造林が行なわれておる現状である。そうしますと、戦時中に年々大きく開きが出ており、しかも戦後なお今日に至つても、切られておる部分に對して半分ぐらいの造林しか行なわれておらない。こういうことで、山の中に至るところ荒廢林ができて、これが山くずれの原因になつてくるといふことは当然である、こういうふうにお思ひますが、林野庁の方はそれをいかがお考えですか。

○吉村政府委員 ただいまの御指摘の伐採面積と造林面積でございますが、確かに終戦當時はまことに過伐、乱伐が行なわれておりました。造林がそれに伴つておりませんでした。しかしながら、その後逐次人心が安定して参るに従ひまして造林も進んで参つております。それでただいま先生のおあげになりました造林面積は、おそろく人工造林面積をおあげになっておられるのではないかと申すのであります。造林の方法には人工造林と天然更新と二つありまして、天然更新の面積すなわち造林の総面積をあげて参りますと、逐次回復して参りまして、三十一年度

ごろには大体植伐の均衡がとれて参つております。三十一年度の数字をここで申し上げますと、伐採面積が約七十四万六千ヘクタールに對して、人工造林が三十六万七千、それから天然更新が三十一年度は五十一万八千といふような形になっております。かような形で三十一、三十二年になりまして植伐の均衡は大体とれまして、その後木材の価格の高騰その他によりまして、造林意欲も非常に上がつて参りました。最近ほとんど伐採をしたあとのみならず、拡大した原野地、未立木地、無立木地等への造林も逐次行なわれてきておるという状態かと考えております。

○岡本(陸)委員 人工造林はわかりますが、切つたあととほつておくんでしょ、天然更新の場合。

○吉村政府委員 天然更新——一番理想的に申しますと、国土保全その他から申しますと、天然更新が一番いいのであります。ただ、天然更新のできる樹種とできない樹種とあるわけでございます。たとえば先生の地方から中国、九州、あの方面へ参りまして、アカマツ林というふうなものは、これは植栽をするよりもむしろ天然更新をした方がいいわけでございます。これはほうほうでいただいたのはいい成林はしないのでございます。これは下種の補整、天然下種補整をいたしまして下種を促し、それからほえて参りますとこれを保育するといふことは、人工造林の場合と同じでございます。むしろ集約な施業をいたしませんと、完全な森林にはなつてこないのでございます。まして、ほうほうでいただいた天然更新というふうな感じで考えられますものは、やは

り戦中に放置されたものでございまして、そういうものは逐次ごらんのような薪炭林のような形になつてしまふのでございします。

○岡本(隆)委員 そうしますと、私も一つ、日ごろ疑問に思つておつたことですが、私もあちらこちら歩きまわすと、至るところ山はまる裸です。それはどうしてもくずれやすいです。あれを一本にまる裸にせず、間伐をやるなりあるいは帯状に山を切つていけば、山は今日ほどは荒廃しない、私はこういうふうな思ふのです。日ごろ思つておつたのです。ところが、この資料を見ますと、林野庁の方針が昔、戦前は択伐や間伐が行なわれた。ところが、最近では伐採方法が、独立採算の關係で——特別会計になつておりますから、独立採算の關係で、伐採の方法が皆伐方式に変わったというふうなことを書いておるのであります。なぜそういうふうな——いかに独立採算制であるといふことも、これは國營事業であり、國有林なんです。だから、やはり山を守るということとはまず第一に考えていかなければならぬ。そういう見地に立てば、これはやはり皆伐方式をとるべきではない、私はこのように思ふのでございしますけれども、皆伐方式をおとりになったのはどういふ理由なのか。採算上の問題なのか、あるいはそれでも十分山は守れるという自信があまりになるのか、そういう点を承りたい。

林になつております。今、先生の御指摘の國有林の伐採方針でございします。ただいまの國有林の占めております位置は、大體奥地の、あまりいいところはないのでございします。そういうところの森林は生産性も非常に低いわけにございします。非常に過熟な林分が多うございまして、ほとんど生長がとまつているというふうなものが多くございします。それに引きかえまして、最近の木材の需要量の増というものは非常に大きくなつておりました。こういう情勢に將來ともたえて参りますためには、やはり生産性の高い森林をつくつて参らなければならぬ、生産力を増強して参らなければならぬといふことになるわけにございします。必ずしも國有林の特別会計の採算自体だけの問題でなしに、國土保全上差しつかえないようなところは皆伐して人工植栽をして参る。択伐の更新をして参りますためには、やはり天然更新という作業が十分にできるようなところでないとなかなかむずかしいわけにございします。従いまして、やはりある程度の面積を伐採をいたしまして人工植栽をして参るといふことが、一番得策なのではないかというように考えられるわけにございします。一方、御指摘の國土保全上の問題でございします。これは御指摘のように、あらゆる森林にはおそろくこの國土保全機能がないというやうなことは言えないかと思ふのでございします。その中でも特に重要なものは、保安林といたしましてただいま大體四百萬ヘクタールの保安林が全國にあるわけにございします。こういう中におきましては、一部の大面積保安林は別といたしまして、重要な保安林

につぎましては、先生の御指摘のような択伐、それから帯状の伐採でありまして、いろいろな伐採の方法を指定いたしまして、自由に伐採をさせないやうにいたしております。それから普通林の伐採におきましては、伐採をいたします場合には、あらかじめ都道府県知事に届出をいたしまして、その着手をいたす前に十分係官が指導をいたしまして、國土保全上支障のないやうに措置を講ずるやうにいたしておるわけにございします。昨年の四十四国会におきまして、森林法の改正を提案いたしました場合には、この保安林の管理体制の整備拡充といふことには、この管理責任をはっきりいたしまして改正をいたしたわけにございします。

○岡本(隆)委員 あちらこちら地方を歩いておりました。そのような治水的見地に立つた山の管理というふうなものが行なわれているというふうには私は見受けられない。むしろ採算第一主義で、とにかく木を切り出しやすいやうに、片端から切つて下へ落としていく、こういうふうな方針に至るところで行なわれておる。しかもそれが國有林まで行なわれてきておるといふふうなことに至りますと、私はこれは言語道斷であると思ふ。帯状に刈つていきますなら、ある一つの山を二段階か三段階に分けて、一番先から刈る、その次は中から刈る、下から刈る、そうすればその水勢が相当とめられる。それを皆伐方式をとつたというやうな、しかも國有林でそういうことをやるというやうなことは、これはやはり土砂の排出を多くしますから、一つ一つの山から出る量は少なくとも、それが集積すれば非常に大きな量になつて土砂

が排出される、河川の河床が上がつてくるわけでありまして、そういう点は私は特に今後方針を変えていたいただきたいと思ふのです。

林野庁でもすでに択伐と皆伐との山はだに及ばず影響を調査しておるわけにございします。林野庁の試験場の成績を見ますと、崩壊地の侵食量というものはヘクタール当たり年に百ないし四百立方メートルを出しておる。すつかり皆伐して裸地になりますと、十ないし百立方メートルのものを出しておる。ところが森林地になるとそれがすつかり裸にしたところは百倍、それからまた崩壊したところは四百倍になる。そういうやうな数字をはっきりあなたの方の研究所で出しておるのである。そういう研究を片一方でやっているが、片一方ではその研究成果というものを無視したやうなことをあなたの方でやっておられる。これは私は重大なあなたの方の落ち度であると思ふのであります。林野庁の方はどう思ひますか。

○吉村政府委員 それは確かにそういう調査の結果がございします。従いまして、私もといたしましては伐採後、裸地として放置をしないというようにいたしておるわけにございします。伐採をいたした後は、引き続きまして造林をして裸地として残しておかない。それから民有林におきましてもそういうことを特に指導をしております。それから保安林におきましては強制的に伐採後直ちに植栽をしないやうなことを指導いたしておるわけにございします。ごらんになりますと、か

なりほうつてあるやうに、遠くから見ますと見える山があるかと思ひますが、よくごらんになると、最初は三センチ程度のものをばつばつ植えてあるわけにございします。あるいはお目にとまらぬで放置されているというふうにお考えかと思ひますが、大體そういう方針で、あの調査の結果は慎重に私も尊重をいたしまして、事業の実施はいたしておるのでございします。

○岡本(隆)委員 私もしつとでありますが、やはり頭の中にいつも治水のことを考えていますから、植林をやっているかな、こう思つて絶えず見ております。だからそういう点、ある程度のは見落としてしまうかもしれません。私はそういう気持ちで見ていて私が日ごろ痛感しておるのであります。林野庁の今後の方針を十分そういう点考慮をいたしたいと思ひます。昨年、三十七年の林野庁の特別会計のなを見ますと、事業収入が七百九十四億、約八百億ですね、それに対してあなたの方が造林事業に出しておられる費用が百二十三億、それから治山事業に出しておられるお金が四十億といふやうに見たのでございします。これは少し砂防に対する努力が足りないのではないか、あれだけ伐採をし、あれだけ大きな國有林を持つておりながら、しかも砂防に對するところの費用の三十億といふものは、これは災害予防上非常に少ないのではないか、だから林野庁の方でも災害防止のための努力をしていただかなければならぬ、こういうふうな思ふのでございします。御意見いかがでしょうか。

○吉村政府委員 國有林の治山事業におきましても、やはり御案内の通りの

治山治水十カ年計画に沿ひまして実は年々計上をいたしておるわけでござい
ます。その進行の状況は、やはり最近
の災害の頻発状況を見ますと、十分で
ないということとを私も考えまし
て、実は最近も十カ年計画の再検討と
いう問題も取り上げまして調査をいた
しておるのでございしますが、御指摘のそ
ういった不十分であるという点につき
ましては、私どももたゞいま真剣に検
討をいたしておりますが、逐次改良を
いたして参ると同時に、さらに予防の
方面に力を入れて参りたい、かように
考えております。

○岡本(隆)委員 もうこの程度でやめ
ておこうと思いますが、特に私は政務
次官をお願いしておきたい。山地の荒
廃がひどいために災害がどんどん起こ
る。二十五年から三十年の五年間の平
均で、年度災害に対するところの損害
は二千四百億、最近は年三千億以上
の被害を災害によって受けておるの
に、災害防止に対して行なわれるところの
施策が非常に乏しいと思ふので
す。ことに砂防であるとか、あるいは
遊水地帯の設定であるとか、こういう
点について、一段の努力をしていただ
きまして、今度はもっと災害防止の見
地から、やはり日本の治山問題につい
ても、建設省はある程度どんな意見
を申し述べる事ができるような機関
を一つつくってもらいたい。そうして
災害防止というものが何を以てても国
民の大事な暮らしを守る手段であるとい
う観点に立つて、今度の河川法の改
正というものは、それこそ一つ大きな
英断をもってやっていただきたい。あ
なたの方はたまたま河野建設大臣の内
助をやるということになりましたが、

なるほど河野さんは実力者と言われて
おります。しかしながら、単に河野さ
んの威令が役所の中で行なわれるとい
うようなことだけでは、私は実力者に
値しない、やはりこういうような大き
な政治的な課題、長年何人も手をつけ
ることのできなかつた大きな課題を、
ずばっと解決するというようなところ
に、初めてほんとうの河野さんの実力
者と見る一つの理由になると思うので
あります。またそれを助けられた次官
松澤さんの大いに成果の上がるところ
でありますから、一つ河野さんを助け
てうんと勇断をもつてりっぱな河川法
を作っていたくようにお願いいたし
まして、私のきょうの質問を終わリ
ます。

○福永委員長 次会は来たる二十二日
金曜日、午前十時より理事会、同三分
より委員会を開会することとし、本日
はこれにて散会いたします。
午後零時六分散会

昭和三十八年二月二十一日印刷

昭和三十八年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局